

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月25日(月)午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田一幸		7番	中島牡雄	(会長)
2番	大越君雄	(会長代理)	8番	五月女秀作	
3番	飯塚真砂美		9番	大貫勇一	
5番	川島幸雄		10番	濱野一郎	
6番	高澤憲司		11番	金子重弥	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原繁
事務局次長 根岸紀夫
主任 高見直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、11月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	3番 飯塚真砂美委員、5番 川島幸雄委員のご両人をお願いします。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い
いたします。	
事務局	事務局より説明いたします。
3番	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説
	明いたします。受付番号462号では、譲受人と譲渡人は親戚関
	係にあります。申請農地は、現在、譲受人が耕作している農地に
	近接しており、とても利便性が良いとのこと。今後は、一緒
	に耕作していきたいことから今回、所有権の贈与を行うものです。
	463号では、譲受人は、地元で大きく農業展開を行っている、
	認定農業者となっています。申請農地は、譲受人の住宅から近く、
	現在耕作している農地にも近接していることで、とても利便性が
	良いとのこと。今後は、一緒に耕作していきたいことから今
	回、所有権の売買を行うものです。また、各号とも申請の事由は、
農業経営の拡張で問題ないと思われま	
す。その外、機械、労働力、	
技術、通作距離、耕作状況等についても問題がないと思われま	
す。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことか	
ら、許可要件の全てを満たしていると考えま	
す。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
3番	受付番号462号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付

	書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
1 番	受付番号463号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議 長	以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。
	ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
推進委員	462号の譲受人は農業用倉庫・農機具はあるのか。
事務局	確認します。
議 長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り裁決に移ります。
(議案第2号)	ただいま議題となっている議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「起立」願います。
	(起立多数)
	起立多数でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
	引き続き、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。

事務局	事務局より説明いたします。
	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、受付番号464号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。始めに、受付番号464号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。</p> <p>「第2種農地」は原則不許可となりますが、464号では、申請人は、地元地域の自治会で農地の名義も自治会となっています。申請農地は、地元の集会所や神社のある敷地の東側に隣接している場所にあります。神社の境内地には、5台ほどの駐車スペースがありますが、地域での催し物開催時には、常時40台以上のスペースが必要であることから、今回、駐車場敷として申請するものです。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1番	受付番号464号について調査報告いたします。
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>自治会は、明治期以降、地元の自治会として活動を行っており、平成11年に認可地縁団体として法人格を取得し、現在に至っています。申請地については、戦中戦後の時期に行った耕地整理事業によって余った農地を自治会が管理・占有してきており、先日、登記名義を「自治会」に変更しました。</p> <p>また、申請地の一部については、昭和44年頃より防火水槽用地、および、市道用地として利用して現在に至っております。申請地の内、現況農地の部分については、地元の農家に耕作を委託していましたが、もともと日照や排水が不良で収穫力が低く、ここ2～3年は休耕地になっています。隣接する神社の境内地は、宗教法人「神社」が所有していますが、古くから事実上の管理は自治会が行っており、集会所も当該境内地内に設置しています。境内地内に駐車スペースがありますが実際置けるのはおおむね5台程度です。毎年秋季に行われる神社の例祭も実質的には自治会が主催していますが、当該例祭時においては、周辺</p>

	<p>は路上駐車がなされ、一方通行しかできない状況にあります。晴天時には当該部分は露天商が店舗を設置するため境内地内の駐車は困難な状況です。晴天であれば常時駐車台数は40台以上となり、各プログラム時に車両が入れ替わることから、延べ台数は80台以上となります。また、本年度より 神社境内地内で「いきいき百歳体操」を毎週火曜日に開催しています。当該事業は、羽生市の推奨により各自治体単位で行われているものです。当該事業開催時は、参加者の普通乗用車を境内地内に駐車しており、本来、駐車スペースでない場所にも駐車している状況です。(現在は15台程度)。 神社の境内に残る桑崎砂丘が平成29年に埼玉県天然記念物に指定されており、中長期的な地形の保護の観点からも、できる限り境内地内の駐車スペースを拡大したくないと考えています。今後、いきいき百歳体操の参加者が増加することが予想され、他の地区の参加者の状況等も勘案すると、少なくとも20台程度のスペースを確保したいと考えており、そこで、申請地を駐車場として利用したく、今般申請するものです。申請地は、 神社に隣接しているため駐車場用地として最適地であり、ほかの周辺地は農地や個人の住宅敷地であり、他に駐車場用地として利用可能な雑種地や宅地はありません。以上の事情をおくみ取りのうえ、何卒よろしくお取り計らいをお願いします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第1号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p>
(議案第3号)	<p>引き続き、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番</p>

号465号か475号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。受付番号465号の農地区分については、西羽生駅より半径300メートルの範囲内に存在するため、「第3種農地」と判断しました。また、受付番号466号、469号、472号及び475号については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。受付番号467号、468号、470号、471号、473号及び474号の農地区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。なお、「第1種農地及び第2種農地」は原則不許可、「第3種農地」は原則許可となります。受付番号465号、469号及び472号では、資材置場を設けるものです。465号では、譲受人は、市内に事務所を置き、平成20年から主に土木工事業を行っている法人です。申請農地は、不耕作地で、県道である北部幹線や建物で集積の困難な場所となっています。また、現在使用している資材置き場の一部を返却し、不足してしまうことから、今回、資材置場敷として申請するものです。469号では、譲受人は、東京都品川区に事務所を置き、昭和22年から主に電気通信工事業を行っている法人です。申請農地は、平成30年6月に携帯電話の無線基地局として電波塔を設置する届出を行った場所となっています。今回、鉄塔を建設する期間、工事車両や資材等の置き場が必要となることから、一時転用として申請するものです。472号では、譲受人は、市内に事務所を置き、平成20年から主に自動車部品販売事業を行っている法人です。譲受人は、現在、土地を借りて営業していますが、来年度までに返却するようにと話が合ったそうです。このことから、移転先を探していましたが、申請農地は、長年、耕作がされておらず、譲渡人も市外に在住で今後も耕作もできないとのことです。また、面積も必要としている大きさでとても利便性が良いことから、地権者と協議したところ了解も得られ、今回、申請するものです。なお、申請農地は、農用地区域（通称：青地）にあることで、令和元年6月20日に、農用地区域からの除外の許可を受けております。受付番号466号、468号、471号及び473号では、自己用住宅を設けるものです。466号では、譲受人の二人は、夫婦であり、現在、市内のアパートで子供と3人で暮らしています。去年、子供が生まれ、将来の生活等を思うと、自分たちの住宅の建築を考えていました。申請農地は、近年、新規の住宅が建ち並び、とても住環境の整った場所とのことで

す。また、周辺には、国道125号線が通り、交通の弁も良いこと
から、今回、自己用住宅敷きとして申請するものです。468号で
は、譲受人は、現在、市内のアパートで妻、子2人の4人で暮らし
ています。子どもも大きくなり、今の住まいでは、手狭になってい
ることから、自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、既
存住宅や新規の住宅に介在し、周辺には、小学校や、駅、大型ショ
ッピングセンターがあるなどとても住環境の良いところとのこと
です。今回、譲渡人の了解も得られたことから、自己用住宅敷きとし
て申請するものです。471号では、譲受人は、現在、妻の実家で
暮らしていますが、手狭であることから、自分の住宅の建築を考え
ていました。申請農地は、既存宅地に介在し、周辺は、国道122
号線や大型ショッピングセンターがあるなど、とても住環境が良い
とのことです。このことから、自己用住宅の建築を計画したところ
から、譲渡人の了解も得られたことから、今回、申請するものです。
473号では、譲渡人は、譲受人の祖父となります。譲受人は、現
在、さいたま市のアパートで妻と2人で暮らしています。将来の生
活のことを思い、自分の住宅の建築を考えていました。家族に相談
をしたところ、祖父である譲渡人が持っている農地に建築してもよ
いことになったそうです。申請農地は、既存住宅に隣接し、周辺に
は、小学校があるなどとても住環境が整っている場所とのことから、
今回、申請するものです。受付番号467号、474号では、太陽
光発電施設を設けるものです。467号では、譲受人は、東京都
中央区に事務所を置き、平成27年から主に太陽光発電事業を行っ
ている法人です。申請農地の周辺では、すでに太陽光発電施設が建
ち並んでおり、日光を遮る高い建物もなく、採算性も十分に見込め
ることから、今回、申請するものです。474号では、譲受人は、
に住む個人の方です。譲受人は、以前より、再生可能
エネルギーである太陽光発電施設に関心を持ち、設置場所を探して
いました。申請農地の周辺は、すでに太陽光発電施設が建ち並び、
高い建物も無いことから好立地な場所とのことです。このことから、
設置について計画したところ、譲渡人の了解も得られたことから、
今回申請するものです。なお、すべての案件で、施設の周囲をフェ
ンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑の
かからないように行うものとなっています。受付番号470号では、
譲受人は、東京都西東京市に事務所を置き、昭和56年から主に不
動産業を行っている法人です。申請農地の周辺には、新郷駅や国道
122号線があり、住環境の整った場所で、需要も見込めることか

	<p>ら、今回、3棟の建売住宅敷として申請するものです。受付番号475号では、譲受人は、川口市に事務所を置き、平成3年から主に土木工事業を行っている法人です。申請農地は、現在、田として活用していますが、畑地化を行い、久喜市菖蒲町で農業経営を行っている法人が農地中間管理機構を活用して、イタリアン野菜やハーブ苗を作付けする予定となっており、9月農業委員会で申請した場所の北側になります。今回、稲作から高収益作物の耕作を目指した、農地改良としての一時転用を行うものです。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1番	<p>受付番号465号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、羽生市 外5筆 の借地を営業地としておりますが、近年機材や車両台数の増加に伴う規模の拡大、借地の一部 返地の話が出ており、営業地の転移を考えておりました。申請地は、面積が多少不足気味ではありますが隣地 地権者の状況が整い次第増地の申請を考えております。以上をもちまして、当地での安定した恒久的な業務を行いたく今回の申請地への移転を計画いたしました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
3番	<p>受付番号466号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私共家族は、羽生市内の賃貸アパートに居住しています。昨年末に子供が誕生し、将来の生活形態の変化等のことを考えると現在のアパートでは手狭になってくると思い、自分たちの家を建てたいと思い、羽生市内で土地を探していましたところ、同土地を紹介され、同土地であれば、希望に近く、車による交通の便もよく、小</p>

	<p>学校・ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもないと判断し、購入を決意し、この度の申請となりました。何卒、よろしく願いいたします。</p>
3 番	<p>受付番号467号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、当社は、東京都中央区に本社を構え、太陽光発電事業を営んでいます。この度、新しい太陽光発電事業を営んでいます。この度、新しい太陽光発電事業を行う用地を探していたところ、同土地を検討した結果、周辺にも低く、規模的にもよいものなので、同事業には適している土地と判断いたしまして今回の申請となりました。何卒、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いします。</p>
9 番	<p>受付番号468号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、羽生市 内のアパートにて家族4人で生活しておりますが、子供も大きくなり現在の住まいでは手狭となってきたため今後の生活のことを考え、十分な広さの住居を構えたいと思っておりましたが、自己所有の土地・建物はないたため、建築可能な土地を探しておりました。私の勤め先が として勤務しており、また、生まれも育ちも羽生市であるため、羽生市内で住宅を建築できる土地を探しておりましたところ、羽生市 地内の土地を譲っていただけることになりました。こちらの土地であれば学校や大型スーパーも近くにあり、職場からも近く安心して生活していけると思っております。ぜひこちらの土地に住宅を建てたいと思っておりますので何卒、ご許可願いたくよろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく願いします。</p>
11 番	<p>受付番号469号について調査報告いたします。</p>

	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いはないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>土地選定条件の1つ目は、新設事業施設に適していること。（電波エリアの確保及び周辺住民への計画説明・了承）2つ目は、新設事業施設（携帯電話用無線基地局）に隣接していること。（基地局建設において、工事上必要用地が隣接して確保できること）です。携帯電話用無線基地局を新設する場合、電波的に弱い箇所を補完するためとなります。計画するエリアの中で基地局に適した場所を選定し、周辺住民への計画説明を戸別訪問して実施しています。（鉄塔高さの2倍（80m）の範囲を対象としています。）周辺住民の了承を得たうえで携帯電話基地局の新設工事を進めています。以上より、当該申請場所周辺ではほかに条件を満足する場所はありませんでした。</p>
11番	<p>受付番号470号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いはないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、弊社株式会社 は、下記の理由により、羽生市 土地に戸建分譲を計画しております。</p> <p>1、住宅敷地としての環境が良好であったため。2、土地購入価格が弊社の予定価格と合致したため。以上の理由から、本地を選定し、建築計画を致しましたので、何卒お取り計らい頂きますようお願い申し上げます。</p>
11番	<p>受付番号471号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いはないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私の家族は、2人で生活しています。今の住宅は、妻の実家で間借りをしており手狭ですので、住宅を建て独立をしたいと考えています。申請地は羽生市内の勤務先にも近く、実家にも近いので</p>

	<p>便利だと思います。また隣接地には弟が住宅を計画しています。以上の理由により農地転用許可及び開発許可を申請するものですので許可を下さるようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
8番	<p>受付番号472号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、現在羽生市において株式会社を設立し、自動車車両本体及び自動車部品の需要が非常に多く、日本では不要となった物も海外では貴重な資源としてリサイクルされ、有効活用されております。なお、この状況は、半永久的に続くものと認識しており、今後20年以上は当事業を継続していく考えでおります。よって、在留期間は2020年3月11日までとなっておりますが、更新致します。現在の羽生市については、土地所有者に口頭で本拠地が決まるまでの間、使用してもよいと言われ使用しておりました。しかし、土地所有者より土地の返却についての話があり、この度本格的に新たな土地を探して本店所在地の移転を含め、事業を展開していこうとするものです。本店所在地は申請地に登記変更し、また申請地に隣接している既存住宅に住所を移すとともにその住宅内において、事務的処理を行う予定でおります。このような計画について、隣接する近隣住民の同意を求めたところ、同意を頂いている次第です。なお、土地所有者からは、令和2年3月までに土地を明け渡すよう強く言われております。初めに土地の必要面積としましては、最大70台前後、常時60台前後車両がおける土地が必要となります。面積としましては、最低でも2,500㎡以上です。理由としましては、事業が順調に進んでおり、取引先も増え事業拡大を考えております。取引先が増えて経営状態も良く、売上高にして前年度比1.46倍となっております。また、車両等を輸出する場合、時期により売却価格が変動しますので、常時売却価格に注意をして、高額で売却できる時期に輸出しますので、売却価格が低いときは、保管しておく必要があるため、広い土地が必要となります。次に車両置場としての土地選定については、知人及び知人を通し、不動産業の方にも相談をしました。定款にも標記しておりますが、本店は羽生市に置くとしてあり、羽</p>

	<p>生市が本拠地の為条件として羽生市内での物件を探す必要があります。このようなことから、羽生市内での土地探しを開始しました。市街化区域内、農業振興地域内農用地区域外の順で土地を探しました。まず、市街化区域内においては、必要としている2, 500㎡以上の土地は見つかりませんでした。次に農業振興地域内農用地区域外においては、別添資料のとおり、3カ所見つけました。1カ所目は、羽生市 地内で面積1, 760㎡、2カ所目は、羽生市 地内で面積2, 375㎡、3カ所目は、羽生市 地内で面積10, 250㎡です。この3カ所の土地の借用について調整を図って頂きましたが、土地所有者の意向がいずれも太陽光発電施設へ転用するという事に決定してしまい、当該3カ所の土地を断念しました。このような状況の中、羽生市 地内の土地を紹介されました。当該土地は、田畑以外の利用をしていた経緯があり、利用されなくなって以降、そのままの未利用地の状態となっております。また、西及び東側には住宅が存在し、当該土地の南側道路を挟んだ南側の土地は、宅地及び雑種地として、すでに転用されております。なお、土地所有者は神奈川県に定住しており、羽生市に住む予定もなく、当該土地を耕作する意向はありまへせんし、農地としての貸借をする意向もありません。土地所有者は、親の借金を肩代わりした経緯があり、当該土地を永年にわたり賃貸して、少しでも収入を得たいという考えでおります。周辺の農地に支障が生じない様、管理して参りますので車両置場としての利用の許可を頂きたく申請します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
5番	<p>受付番号473号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されておりますので朗読いたします。</p> <p>今般、上記土地に自己用住宅を建築したく申請を致します。現在私ども夫婦は、さいたま市見沼区の賃貸住宅で暮らしております。将来、子供が生まれることを考えると今の借家では、手狭になってくることから住宅を建築することを計画いたしました。家を建築する場所を各方面探しましたが、なかなか良い物件が見つからず、実家に相談したところ、わたしの祖父が所有する土地を農地転用許可と開発許可を承認していただければ、住宅を建てられることを知りま</p>

	<p>した。幸い、祖父も快く承諾してくれました。申請地は、自分が生まれ育った場所であり、子育てをするにも環境が良い場所です。また、接道している道路も広く、側溝もあることから今回の敷地を選定致しました。敷地の利用計画として、北側には自家用の駐車場を2台と来客用で計3台が駐車できるスペースを設け、南側には洗濯物を干せる場所を計画しております。今後は隣接・近隣の農地に迷惑をおかけすることなく、専用住宅およびその敷地として利用していきます。以上の理由により、わたしには住宅が必要であるため、是非に今回申請ができる運びとなりますよう、ご認可をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
2番	<p>受付番号474号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、ソーラーパネルを設置したく申請します。私は、ふと通りかかった所でソーラーパネルが設置されているのを見て、太陽光発電に興味を抱くようになりました。電力の自己利用と売電により、子の代まで家計の助けとなってくれると思いました。しかし、太陽光発電所に適した用地の取得がなかなかうまくいきませんでした。そんな中、本該当地の所有者の　　が、自宅から離れたところに農地を所有しておられ、かつては、農作物を作っておられたのですが、現在は遊休地の状態で草刈りだけに時間を費やしている状態に困っておられました。現在、会社を経営されておられ、</p> <p>　　を往復される御多忙な日々を送られております。今後も該当地を農地として耕すのは困難な状態です。私と</p> <p>　　は土地の購入金額にお互い折り合いが付き、思い切って太陽光発電所の設置を決意しました。また、世間では福島原発事故以降、国内の原発が次々に停止し、その分の電力を補うため、火力発電に頼っている状態が続いております。原発の再稼働には賛否両論あり、今後国内のエネルギー事情が好転する期待もまったくありません。申請地は閑静な集落内にあり、周辺農地への影響も少なく、日光を遮断する障害物もないため、申請地として最適であると言えます。以上のことをご理解いただき、処理していただきますよう、お願い申し上げます。</p>

2番	受付番号475号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私、株式会社　　が、土地所有者から依頼されて、次の農地、　　の農地改良工事を予定しておりますので、下記の事項について誠意をもって対応することを、実印の押印及び印鑑証明書の添付をもって誓約いたします。
	なお、これらに反した場合、許可を取り消されても異存ありません。
	1. この工事で計画する盛土は、良質土を用い、計画高さ以上の盛土は行いません。
	2. 工事については、裏面「農地改良工事」の範囲内で行います。
	3. 本工事に伴う周辺隣地農地、搬入路及びその周辺住民への説明は、農地転用許可申請の事前に行い、誠意をもって対応いたします。
	4. 農地改良をすることによって付近の土地作物、家畜、道路、取水排水設備等に破損・その他問題が生じた場合は、直ちに土地所有者及び施工事業者の責任において対応・解決いたします。
	5. 計画内容、周辺への対応等で問題が生じた場合、或いは行政からの指摘・指導があった場合には、直ちに土地所有者及び事業者が責任を持って対応いたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議長	以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。
	ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
推進委員	資材置場の土地売買金額はいくらか。
事務局	1反当たり、149万円となっております。
議長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。

事務局	報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の確認に
	<p>ついてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。市街化区域内農地の転用については、許可するのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査・審議がございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり住宅敷拡張として1件、貸店舗敷として1件、集会場敷として1件ございました。ご確認の程、宜しくお願いします。</p>
	<p>報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり、住宅敷として4件、貸駐車場敷として2件ございました。ご確認の程、宜しくお願いします。</p>
	<p>報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となりますが、11件ございました。ご確認の程、宜しくお願いします。</p>
	<p>報告事項4 農地法第5条の規定による届出の取消しについてでございますが、これは、今年9月9日付け、受理した案件で、申請の目的は、住宅敷でありました。今回、譲受人の変更が発生することから、届出の取消を行なったものです。なお、議案書11ページ、報告事項2 受付番号450号では、新たな譲受人で届出が提出されています。</p>
	<p>報告事項5 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました10月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、5条が10件ございました。関係なされました委員様におかれましては、資料整理等、宜しくお願いします。</p> <p>以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。</p>
	<p>続きまして、</p>
	<p>① 12月の定例農業委員会の日程について</p>
	<p>② 令和2年の委員手帳について</p>
	<p>③ 農地相談会について</p>
	<p>④ 利用権設定の申し込みについて</p>
	<p>⑤ 農業委員会県外視察研修会について</p>
	<p>⑥ 羽生市連合菊花大会について</p>
議長	<p>(発言なし)</p>

以上で、本日の全日程を終了いたしました。

これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、
ここに署名する。

令和元年 11月 25日

会 長

署名委員

署名委員

